

事務連絡  
令和2年4月7日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について

公共工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導警備の適切な実施が重要である一方、昨今の自然災害の頻発化・激甚化等により、一部の地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が、円滑な施工上の課題となっているところです。

交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用については、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行行第131号、国土入企第2号）等により、地方公共団体あてに通知していたところですが、このたび、国土交通省直轄事業における交通誘導警備員の円滑な確保等について、別添1のとおり定めるとともに、別添2が警察庁生活安全局生活安全企画課長等から各都道府県警察本部長等あてに送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれても、交通誘導員対策協議会へ参画し、交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行う等、適切に対応されるとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知徹底方お願いいたします。

国官技第 501 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各地方整備局 企画部長  
北海道開発局 事業振興部長

大臣官房 技術調査課長  
(公印省略)

### 国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について

公共工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導警備の適切な実施が重要であるが、昨今の自然災害の頻発化・激甚化等により、地域や時期によっては交通誘導警備員の確保が、円滑な施工上の課題となっている。

国土交通省所管事業の執行については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について(改正)」(令和 2 年 1 月 31 日付け、国官技第 323 号ほか)によることとするほか、交通誘導警備員の円滑な確保等については、新型コロナウイルス感染症による交通誘導警備員の需給への影響を踏まえつつ、下記に定めるところによることとする。

なお、本通知の内容については、警察庁から各都道府県警察あてに別添のとおり通知されているので、あわせて通知する。

### 記

- 遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上
  - ・交通誘導警備員を遠隔地から確保する必要があると認められる場合には、必要な労務管理費・交通費・宿泊費等を設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。
  - ・施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1 日 8 時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、労務費を設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

○ 工事用信号機の活用

- ・交通量が少ない場合や見通しが良い場合等であって交通の安全と円滑が確保されると認められるときには、工事用信号機の活用を検討する。

○ 交通誘導警備員対策協議会の設置等

- ・工事の発注者、建設業関係団体、警備業関係団体、警察当局等から構成される交通誘導警備員対策協議会の場などを活用し、今後の発注見通しを踏まえた交通誘導警備員の過不足状況に関するきめ細かな把握や、交通誘導警備員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策として、いわゆる自家警備を行う場合の条件整理を行うなど、地域ごとの課題を踏まえた対策を講じる。
- ・交通誘導警備員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例として挙げている「いわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導警備員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るなどといったやむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定している。

いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導警備業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われたい。

以上

原 義 保 存 期 間 1 年  
( 令 和 3 年 3 月 3 1 日 まで )

警 視 庁 生 活 安 全 部 長  
警 視 庁 交 通 部 長 殿  
各 道 府 県 警 察 本 部 長

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 3 1 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

交通誘導員の円滑な確保に向けた交通誘導員対策協議会への対応等について

公共工事の施工に伴う交通誘導員の確保については、「交通誘導員の円滑な確保に向けた交通誘導員対策協議会への対応について」（平成29年6月8日付け警察庁丁生企第319号ほか）に基づき、交通誘導員対策協議会への参画等の措置を講じてきたところであるが、昨今の自然災害の頻発化・激甚化等により、地域や時期によっては、交通誘導警備員の確保が円滑な施工上の課題となっていることから、別添の通知が、国土交通省大臣官房技術調査課長から各地方整備局企画部長等に対し発出されたところである。

各都道府県警察にあっては、引き続き、関係機関・団体等から交通誘導員対策協議会への参画を求められた場合には、当該協議会に参画し、交通誘導員の確保に関する対応策等について関係者間で協議するなど必要な措置を講じられたい。

なお、別添通知内に示されているとおり、「いわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導警備員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって、工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しており、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに留意されたい。

また、道路工事に伴う道路使用許可の取扱いにおいては、個別の道路状況、交通状況等に応じて交通の安全と円滑を確保するための条件が必要最小限度となるように留意されたい。